

NO.	質問	回答	Web掲載
1	起動NEXTに応募した場合、起動には応募はできないのか。	両事業への応募は可能です。ただし、「起動NEXT」はPoCや事業連携など社会実装フェーズの支援を目的としており、「起動」は起業準備・初期段階の支援に重点を置いています。事業の進捗状況に応じてご検討ください。なお、「起動」の次回募集時期は現時点では未定です。	8月6日
2	補助金の使用範囲と自由度について。	<p>本事業では、「大阪府イノベーション創出基金（新技術社会実装支援補助金）」の枠組みを活用しており、採択後の各スタートアップに対して、補助対象経費や申請手続き等の詳細をご案内いたします。</p> <p>補助金の使途としては、PoC（実証実験）に必要な機器購入費、委託費、人件費、旅費などが対象となる場合があります。ただし、用途や条件には一定のルールがありますので、以下の大阪府公式サイトおよび認定要領をご確認ください。</p> <p>イノベーション創出基金事業補助金交付要綱（大阪府） ※(5)が該当事業 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko.pdf （イノベーション創出基金事業補助金交付要綱）様式 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko_yoshiki.docx</p> <p>具体的な運用方法については、採択企業向けに個別説明会を実施し、そこで詳細をご説明いたします。</p>	8月6日
3	大手企業との実証・協業は、対象となる大手企業は決まっているのか。決まっているとすると会社名は発表できるか。	スタートアップとの実証・協業に関心を持つ大手企業へ協力をとりつけております。これらの企業との連携機会は、採択後、個別に案内させていただきます。また、支援期間中には、協業を希望する大手企業とのマッチング会等を開催し、新たな連携のきっかけとなる出会いの場も提供いたします。なお、応募時にすでに連携予定の企業がある場合は、その企業名や協業内容を記載ください。	8月6日
4	大手企業等との協業・実証支援は大阪府内の企業に限られるのか。またこちらが希望する企業へのアポイント取りなどを支援していただけるイメージなのか。	協業・実証の相手先は大阪府内に限定しておらず、全国の企業との連携が可能です。また、連携希望の企業がある場合、連携に向けた働きかけやマッチングに向けた支援を伴走支援の中で行う予定です（連携を確約するものではありません）。	8月6日
5	他社のIPでOEMをしているが、対象になるか。	対象です。同様に、IPが大学等へ帰属している場合も対象とお考え下さい。ただしOEM契約上の問題が無いかどうかは、別途ご自身でご確認ください。	8月6日
6	既存の協業先候補から補助金の自己資金分を負担してもらい、本補助金を得、それらの協業先との協業資金に充てることは可能か。	協業先企業が補助金の自己負担分を補填するようなスキームは補助対象外となりますのでお控えください。	8月6日
7	補助金は500万円全額資金を取らなくても良いか。	500万円を上限（補助率は2分の1以内）と定めております。申請は500万円以下でも問題ございません。	8月6日
8	協業・実証の対象は大企業に限られるのか。	法人格を持つものとお考え下さい。ただし、自治体は除きます。（中小企業や病院等も含まれます）	8月6日
9	補助金の活用期間はいつまでか。	2026年3月31日までとなります。	8月6日
10	補助金申請は2026年3月末までに実施すればよいのか。	いいえ。補助金の申請書類を提出いただいた後に、大阪府が審査し、補助金の交付決定通知書を発行した事業者が補助の対象となります。具体的な申請書類の提出締切日は、採択後の各スタートアップに対して別途お知らせします。なお、交付決定日よりも前に支出した費用は、補助の対象となりませんのでご注意ください。	8月8日

NO.	質問	回答	Web掲載
11	大阪府内に本社または事業所を有するとあるが、登記等をおこなうなど要件はあるのか。	事業所は、活動の実態がある場所であれば、登記がなくても問題ありません。	8月8日
12	企業等との連携について、連携先に自治体が対象に入っていないのはなぜか。	本事業は、ディープテックスタートアップが企業との協業により、社会実装に向けた検証の取り組みを推進することを目的としております。民間の活力・リソースを最大限に活用し、スタートアップの事業が自律的に成長していくことを重視しているため、連携先は民間企業を想定しており、自治体との連携は本事業の対象外とさせていただいております。なお、自治体を含んだ企業との複数者間連携は対象となります（例えば申請者・事業会社・自治体の3者連携等）。	8月8日
13	本事業期間中に売り上げがあった場合、補助金の取り扱いはどうになるのか。	補助金の制度として、利益が上がった場合には、大阪府に対して一定の割合で補助金の返還を求めるというのが交付要綱上定められています。 下記「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」第18条を参照ください。 イノベーション創出基金事業補助金交付要綱（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko.pdf	8月8日
14	大学との共同研究をおこなう場合は、本事業でいう連携に該当し、補助金の対象となるのか。	No. 8に示したとおり自治体以外の法人は対象となります。	8月8日
15	本事業でいう連携・協業として認められる内容はどのようなものか。	申請者であるスタートアップの事業成長に繋がるものであれば、連携・協業の内容を特定のものに限定することはございません。連携先となる企業等の強みやリソースを活用し、申請者（スタートアップ）が持つ技術や製品・サービスの社会実装を加速させるための取り組みを幅広く対象とします。	8月8日
16	補助金の支払いのタイミングはいつになるのか。	補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を提出し、府の審査により補助金額が決定したのちに支払いとなります。	8月8日
17	プロダクトを上市している企業が対象となるのか。	上市を見据えて、製品化・サービス化をしている企業を対象としております。そのため、上市前のプロトタイプを保有している企業は対象です。	8月8日
18	採択された際、申請時に提案した連携先以外との連携は認められないのか。	申請時に記載いただいた連携先以外の企業等との連携も支援対象となります。	8月8日
19	補助金経理について、報告の粒度に基準などあるのか。	「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」第14条に定められている、補助金の経理については、特に粒度の基準等はありません。一般的な税務処理ルール等に準じて適切な会計処理を行っていただいた資料を、既定の年月保管ください。	8月18日
20	協業先企業からの受託開発、もしくはリリース済自社製品のカスタマイズ開発（あるいは共同開発）は補助対象となるのか。	補助対象です。ただし、「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」第18条に該当する場合には、補助金の一部を返還いただくこととなります。	8月18日
21	補助金の活用期間が2026年3月31日まで、ということは承知した。その3月31日までに、企業とのPoCも終わらせなくてはいけないのか。	いいえ。PoCを2026年3月31日までに完了させる必要はありません。 なお、補助対象経費や申請手続き等の詳細は、採択後の各スタートアップに対してご案内いたします。	8月18日
22	本事業期間中に売り上げがあった場合、補助金の返還を求めることが交付要綱上定められていることだが、それは本件補助金の対象プロジェクトのみか。或いは、企業全体で売上があった場合は返還の対象となるのか。	本事業における補助金申請対象のプロジェクトに関して収益が上がった場合に、大阪府に対して一定の割合で補助金の返還を求めることが交付要綱上定められています。 下記「イノベーション創出基金事業補助金交付要綱」第18条を参照ください。 イノベーション創出基金事業補助金交付要綱（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/105494/kouhuyoko.pdf	8月22日

NO.	質問	回答	Web掲載
23	経産省の出向企業の制度を使った出向企業も対象かどうか	出向先の企業より応募する場合、出向先企業が募集要項に記載しております「募集対象者」の要件を全て満たしているようであれば、対象になるとお考え下さい。	8月22日
24	同じ「イノベーション創出基金事業補助金」を原資とした「起動NEXT」とは別のサポートプログラムについて、重複で申請することは可能なのか。	同一プロジェクトについて、「イノベーション創出基金事業補助金」による支援への重複応募は認められません。 対象外とお考えください。	8月22日